

議員報酬に関する調査検討結果 報告書

令和6年12月

日向市議会
議会改革特別委員会

目 次

1. はじめに	1
2. 議員報酬に関する議会改革特別委員会の開催状況	1
3. 今回の議員報酬に関する調査・検討項目	2
4. 議員報酬の検討にあたって	2
(1) 議員報酬の現状と課題	2
(2) 「検討シート」の作成～現状と課題及び検討の進め方の整理～	2
5. 議員報酬に関する状況	4
(1) 宮崎県内及び本市におけるこれまでの議員報酬の推移	4
(2) 近年、議員報酬を増額改定した市議会	4
6. 社会経済情勢の変動	6
(1) 月例経済報告（内閣府）	6
(2) 宮崎県金融経済概況【概要】	6
(3) 消費者物価指数（総務省）	6
(4) 民間企業における賃金上昇の動き	6
7. 議員報酬を考える際の比較方式・根拠・考え方（複数案）	10
(1) 議員報酬の比較・改定に向けた考え方（抜粋）	10
(2) 議員報酬の改正に伴う市財政への影響	11
8. 日向市議会における議会の会期日数、会議回数等（抜粋）	14
9. これまでの議員定数削減の経過	15
10. 議員報酬に関する国からの通知等	17
11. 長期欠席等にかかる議員報酬削減に関する特例条例の制定に向けた検討	19
12. 議会改革特別委員会における議員報酬に関する検討結果（まとめ）	20
(1) 議会活動の増加に伴う議員報酬の改定	20
(2) 議員報酬の改正額（案）	20
(3) 議員報酬の改定時期と定期的な特別職報酬等審議会の開催	20
13. おわりに	21

1. はじめに

議会改革特別委員会では、現在の議会構成になる前から、検討項目の一つに「議員報酬」を掲げ、これまで県内各自治体の議員報酬の状況を確認するなど情報収集を行ってきました。

令和5年5月には新たな議会構成となり、現在の議会改革特別委員会が設置されて以降も、「議員報酬」については引き続き検討項目とするとともに、優先して検討する項目として位置づけ、具体的な調査研究を進めてきました。

本市議会では、平成29年4月に、市民に開かれた議会の構築と、透明性が高く、市民の視点で考え行動し、市民から信頼され期待される議会を目指して日向市議会基本条例を制定しました。

この議会基本条例第10条では、議員報酬について、「二元代表制の趣旨及び社会経済情勢を勘案するとともに、議員の活動状況を反映し、定めなければならない。」と規定しています。

地方分権の進展に伴い、地方公共団体の権限は拡大し、その業務も増加するとともに、分野が広がり専門性も増していく中で、議会の担うべき役割及び責任も大きくなっています。

よって、これまで以上に市政の監視及び評価並びに議決機関としての機能の強化が必要です。

このことから、私たち日向市議会は、今後も市民の市政への参画と開かれた議会を推進するとともに、議会及び議員の責務と議会基本条例を認識したうえで、市民福祉の向上に取り組み、市民の負託に応えていかなければなりません。

そのうえで、議員活動の役務の対価とされている議員報酬は、地方自治法の中で、普通地方公共団体が支給し、その額及び支給方法は、条例で定めなければならないと規定されています。

以上を踏まえながら、本特別委員会で議員報酬についての現状と課題を整理し、今後の議員報酬の適正な在り方など、さまざまな観点から調査検討を重ねてきた内容について報告を行うものです。

2. 議員報酬に関する議会改革特別委員会の開催状況 ※令和5年5月(改選後)以降の協議経過を記載。

日 程	調査・検討事項
2023(令和5)年11月17日 第6回特別委員会	・全国・県内の議員報酬の状況。 ・全国市議会議長会「多様な人材の市議会への参画促進に関する決議」の確認。 全国町村議会議長会研究結果報告書の確認 ・今後の検討の進め方協議
2023(令和5)年12月27日 第7回特別委員会	・前回委員会で出された意見・質疑内容の調査結果の説明・報告 ・議員報酬の現状と課題、今後の進め方「検討シート」の協議。
2024(令和6)年1月30日 第8回特別委員会	・前回委員会で出された意見・質疑内容の調査結果の説明・報告 ・日向市議会における会議回数(活動実績)の確認。 ・日向市議会における議員報酬改定経過の確認 ・議員報酬に関する「検討シート」現状と課題の協議、確認
2024(令和6)年3月11日 第9回特別委員会	・前回委員会で出された意見・質疑内容の調査結果の説明・報告 ・議員報酬に関する「検討シート」(今後の検討の進め方)協議
2024(令和6)年4月17日 第10回特別委員会	・前回委員会で出された意見・質疑内容の調査結果の説明・報告 ・長期欠席等にかかる議員報酬削減の特例条例制定の検討
2024(令和6)年6月3日 第11回特別委員会	・前回委員会で出された意見・質疑内容の調査結果の説明・報告 ・長期欠席等にかかる議員報酬削減の特例条例の検討 ・議員報酬に関する調査・検討経過の中間報告書の検討
2024(令和6)年6月21日 第12回特別委員会	・議員報酬に関する調査・検討経過の中間報告書の検討
2024(令和6)年6月28日 全員協議会	・全議員に、「議員報酬に関する調査、検討経過(中間報告)」を説明。報告内容と今後の進め方について全議員で確認・了承。

2024(令和6)年9月24日 第13回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・長期欠席等にかかる議員報酬削減の特例条例の検討 ・市長への報告書提出に向けた進め方
2024(令和6)年10月8日 第14回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・長期欠席等にかかる議員報酬削減の特例条例の検討 ・議員報酬改正に向けた検討
2024(令和6)年10月31日 第15回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・長期欠席等にかかる議員報酬削減の特例条例の検討 ・議員報酬改正に向けた検討
2024(令和6)年11月18日 第16回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・議員報酬改正に向けた検討 ・市長への依頼書、議員報酬に関する調査・検討結果報告書の検討
2024(令和6)年11月22日 第17回特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・議員報酬改正に向けた検討 ・市長への依頼書、議員報酬に関する調査・検討結果報告書の検討

3. 今回の議員報酬に関する調査・検討項目

本委員会では、さまざまな角度から、議員報酬の協議に必要な情報を収集し、その内容を確認し分析を行ってきました。

具体的には、本市の状況、県内全自治体の状況、全国で人口規模が同規模の自治体の状況、全国で本市と類似自治体における状況、近年議員報酬を増額した自治体の情報のほか、社会経済状況についても調査し、確認を行いながら、本市にける議員報酬の在り方について検討を進めてきました。以下、これまで調査検討を行った各項目について記します。

4. 議員報酬の検討にあたって

(1) 議員報酬の現状と課題

議員報酬とは、議員の役務に対する対価として、議会活動をはじめ議員活動も含めた議員が職務を執行することに支給され、定められるものとなります。

このため、民間給与との比較等により決定される一般職の職員の給与改定の考え方を参考とする以外にも、類似団体との比較やその時々々の社会経済情勢等が反映されることが重要となります。

特に議員報酬の額を検討するうえで、近年は、日向市議会においても議会審議や議会活動の充実・活性化を進める中、議会活動日数が増加するとともに、住民からの相談・要望等への対応など議員活動の量も増加し、幅広い分野での相談対応が求められるなど、議会・議員活動の質や内容がより高度なものに変化しています。

このように、議員の専門性と議員活動の充実・活性化も求められていることから、近年では、議員報酬は、生活給としての性質も重要な要素となっています。

今後、議員活動をより一層充実させるためには、適正な議員報酬の水準が必要ではないかとの課題認識のもと、検討を進めることとしました。

(2) 「検討シート」の作成～現状と課題及び検討の進め方（具体的に取り組む内容）の整理～

本委員会では、議員報酬の検討を行うにあたり、「検討シート」を作成し、現状と課題及び今後の検討の進め方（具体的に取り組む内容）を整理したうえで、委員全員で共通認識を図りました。

※**資料1**参照

この検討シートに基づき、これまでの間、現状と課題及び議員報酬改正に関する事項について調査検討を行いました。

議会改革特別委員会「今後の検討事項に関する検討シート（課題の整理）」

取組項目・内容		議員報酬			
区	分	前期特別委員会からの継続協議事項			
検討区分		優先して検討 検討する順番：1番 【今後の方向性】令和6年度末までに今後の方向性[どのようにすべきかの考え方]を出す			
前期(令和4年度)までの取り組み・検討事項		<ul style="list-style-type: none"> ○県内における議員報酬の状況を確認。 ○委員会で、今後の検討課題であることを共通認識し、直近で議員報酬を増額している新富町における内容・背景等を調査・確認。 ○上記調査を踏まえ、今後具体的にどのように検討を進めていくのかについて協議したが、結論には至らなかった。 ○報酬の改定など具体的な協議は難しいが、全国及び県内の状況を把握し、今後改定が必要との問題提起のうえ、次期委員会への引継ぎ事項とする。 ○議員定数は、平成30(2018)年に検討を行った結果、令和元(2019)年5月の議員改選後から、定数22名から現在の定数20名に削減している。 			
①	現在の課題(今の状況)	<ul style="list-style-type: none"> ○平成8(1996)年度以降、議員報酬が増額されていない。 ○現在、閉会中の議会活動を含め、年間通して議会活動が行われている。 ○前回(平成8[1996]年度)と比較して、現在は常任委員会の所管事務調査、特別委員会における各種調査検討、議員による議会だよりの作成、高校生との意見交換会や市民懇談会などの開催等、年間を通して議会活動が行われている。 ○日向市議会基本条例第10条には、議員報酬は二元代表制の趣旨及び社会情勢を勘案するとともに、議員の活動状況を反映し定めなければならないと規定されている。 			
②	目指す未来[課題解決後の状況]	<ul style="list-style-type: none"> ○平成8年度と比較して、現在は年間を通して議会活動が行われていることを踏まえ、活動状況を反映した議員報酬を増額されている。 ○市民及び行政当局の理解のもと、議員報酬が増額改定されている。 ○多様な人材が議員になろうという意欲を持つことができる議員報酬となっている。 ○議員活動に専念しながら、生活が成り立つ議員報酬となっている。 			
③	①現状と②目指す未来の間のギャップ	<ul style="list-style-type: none"> ○議員報酬は、平成8(1996)年度以降、増額されていないことを踏まえ検討を進める。 ○今後、多様な人材が議員を目指そうという意欲を持つことができるような議員報酬の増額に向けた検討が必要。 ○市民から求められる議員活動内容も重要性が高くなっており、議員活動日数や範囲も拡大していることを踏まえ、議員報酬の引き上げに向けた検討が必要。 ○これまでの全国における議員報酬の改定状況や消費者物価指数の増加など、社会経済情勢の変化を総合的に勘案したうえで議員報酬の検討が必要。 ○議会の活性化と議会審議の重要性が求められる中、議員活動に専念することができる議員報酬の引き上げが必要。 ○議員報酬増額の改定は予算が伴うため、市当局への説明と協議が必要。 ○議員報酬の改正は、日向市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)での審議が必要。(※市長からの審議会への諮問→答申) ○議員報酬と給与(賃金)との違いを認識しておく。 			
④	解決策(上記③のギャップ(差)を縮めるための方法)	<ul style="list-style-type: none"> ○審議会を開くための手続きの確認。(市長から審議会への諮問～審議～答申) ○議員報酬の増額を検討するにあたり、増額する必要性とその根拠を示す。 ○議員報酬改正の必要性と根拠をまとめた報告書を作成し市長に提出。市長に対して審議会の開催と増額の諮問について要請を行う。 ○日向市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正 			
計画・実績		令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
【計画】		議員報酬改正の必要性・留意点を整理 議員報酬改正に関する情報収集	報酬改正の必要性と根拠の報告書作成 市長に報告書提出。審議会開催を要請	[市当局]審議会開催(諮問) 審議終了(答申)、市長→議長に報告	報酬改正条例を議会審議 [市当局]R9当初予算編成[報酬改正]
具体的に取組む内容・取組実績	令和5(2023)年度	<ul style="list-style-type: none"> ○議員報酬を改正する必要性と留意点を整理・確認(原価方式による検討を進めるための必要な情報の確認・整理) ○議員報酬改定に関する情報収集(全国の市議会での報酬を改定した自治体の把握と改正内容の情報収集、) ○平成8年度以降の経済指標等の推移の確認(消費者物価指数等) 			
		実績			
	令和6(2024)年度	<ul style="list-style-type: none"> ○議員報酬改定に関する情報収集、経済指標等の推移の確認。 ○議員報酬改正の必要性と根拠を整理、とりまとめのうえ報告書を作成。(全協等で報告書の内容を全議員に説明、今後の進め方を合意形成) ○市長に報告書を提出。議員報酬改正の検討経過と改正内容を報告。審議会の開催と諮問を要請 			
		実績			
令和7(2025)年度	<ul style="list-style-type: none"> ○[市当局]審議会の開催(議員報酬の改正を諮問)～以降、審議会を開催。 ○審議終了(審議会[審議結果]→市長に答申) ○市長から議長に、審議会答申結果の報告 				
	実績				
令和8(2026)年度	<ul style="list-style-type: none"> ○【令和8年6月～9月定例会】市長提出議案：日向市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」の改正議案を上程・審議 ○[市当局]R8年10月…R9年度新年度予算編成開始([議会事務局]議員報酬改正後の議員報酬で予算要求 ○【令和9年3月定例会】R9年度当初予算審議(→※令和9年4月1日から議員報酬増額適用) 				
	実績				
備考					

5. 議員報酬に関する状況

(1) 本市におけるこれまでの議員報酬の推移

日向市議会の議員報酬について、過去の改定状況を調査したところ、平成8年12月定例会における改定で現在の金額となっています。※資料4参照

その後、旧東郷町との合併を経て現在の日向市となり、以降、議員定数を26名から20名に削減し現在に至っていますが、月額議員報酬は、28年間同じ金額のまま今日に至っています。本市議会におけるこれまでの議員報酬の改定履歴は下記のとおりです。

■資料2 日向市議会におけるこれまでの議員報酬の改定経過 (単位：千円)

議決年月日	改定年月日	議長	副議長	議員
1989 (H元). 12. 19	1989 (H元). 12. 1	3 4 2	2 9 2	2 7 2
1991 (H3). 6. 24	1991 (H3). 4. 1	3 6 5	3 1 5	2 9 5
1992 (H4). 6. 17	1992 (H4). 4. 1	3 8 5	3 3 5	3 1 5
1993 (H5). 10. 12	1993 (H5). 4. 1	4 0 0	3 5 0	3 3 0
1995 (H7). 9. 21	1995 (H7). 4. 1	4 1 7	3 6 5	3 4 4
1996 (H8). 12. 19	1996 (H8). 12. 1	4 3 3	3 7 9	3 5 8

※資料元：市議会のしおり（平成13年度版、平成23年度版、平成25年度版より）

(2) 近年、議員報酬を増額改定した市議会

近年、議員報酬を大幅に増額した主な自治体は下記のとおりです。（※大規模自治体を除く）

（※資料元：全国市議会議長会「市議会議員報酬に関する調査結果（令和4年及び令和5年12月31日現在）

■資料3 近年、議員報酬を増額した市議会（抜粋）

■参照資料：全国市議会議長会「市議会議員報酬に関する調査結果」

令和5年12月31日現在と令和4年12月31日現在との比較 ※増額となっている市議会を抜粋

		令和5年 12月末 ①	令和4年 12月末 ②	差額 (①-②)	増減率	改定時期等
和歌山県岩出市 54,059人	議長	490,000円	440,000円	50,000円	11.4%	令和5(2023)年4月施行。
	副議長	440,000円	390,000円	50,000円	12.8%	
	議員	410,000円	360,000円	50,000円	13.9%	
滋賀県守山市 85,866人	議長	500,000円	492,000円	8,000円	1.6%	令和5(2023)年12月施行。
	副議長	430,000円	422,000円	8,000円	1.9%	
	議員	424,000円	382,000円	42,000円	11.0%	
長野県千曲市 59,166人	議長	478,000円	445,000円	33,000円	7.4%	令和5(2023)年4月施行。
	副議長	412,000円	370,000円	42,000円	11.4%	
	議員	384,000円	345,000円	39,000円	11.3%	
和歌山県御坊市 21,540人	議長	460,000円	427,800円	32,200円	7.5%	
	副議長	410,000円	381,300円	28,700円	7.5%	
	議員	390,000円	362,700円	27,300円	7.5%	
岡山県総社市 69,728人	議長	530,000円	500,000円	30,000円	6.0%	令和5(2023)年1月施行。
	副議長	465,000円	440,000円	25,000円	5.7%	
	議員	420,000円	400,000円	20,000円	5.0%	
徳島県小松島市 35,382人	議長	472,000円	448,400円	23,600円	5.3%	
	副議長	417,000円	396,150円	20,850円	5.3%	
	議員	391,000円	371,450円	19,550円	5.3%	

※人口は、令和5(2023)年12月末現在

■資料4 宮崎県内の特別職に属する職員等の定数及び給与（報酬）額

第21-1表 特別職に属する職員等の定数及び給料（報酬）額

【給与実態調査：26表関係】

（令和5年4月1日現在 単位：人・百円・年月日）

市町村名	市町村長		副市町村長		議 長		副 議 長		議 員			
	給料 (報酬) 月額	適用 年月日	定数	給料 (報酬) 月額	適用 年月日	給料 (報酬) 月額	適用 年月日	給料 (報酬) 月額	適用 年月日	定数	給料 (報酬) 月額	適用 年月日
宮崎市	8,424	R 4. 2. 1	2	8,400	H 27. 4. 1	6,960	H 21. 4. 1	6,250	H 21. 12. 1	38	5,830	H 21. 12. 1
都城市	9,400	R 2. 4. 1	2	7,150	R 2. 4. 1	5,000	R 2. 4. 1	4,200	R 2. 4. 1	27	4,000	R 2. 4. 1
延岡市	9,550	H 26. 4. 1	2	7,700	H 26. 4. 1	5,160	H 26. 4. 1	4,710	H 26. 4. 1	25	4,350	H 26. 4. 1
日南市	7,830	H 23. 4. 1	1	6,380	H 23. 4. 1	3,970	H 31. 4. 26	3,410	H 31. 4. 26	17	3,270	H 31. 4. 26
小林市	7,880	H 19. 4. 1	1	6,290	H 19. 4. 1	3,690	H 18. 3. 20	3,260	H 18. 3. 20	17	3,130	H 18. 3. 20
日向市	8,564	H 30. 4. 1	1	6,851	H 30. 4. 1	4,330	H 8. 12. 1	3,790	H 8. 12. 1	18	3,580	H 8. 12. 1
串間市	7,410	H 27. 4. 1	1	5,940	H 27. 4. 1	3,650	H 9. 1. 1	3,220	H 9. 1. 1	11	3,100	H 9. 1. 1
西都市	8,400	H 29. 2. 5	1	6,700	H 29. 2. 5	4,240	H 13. 7. 1	3,610	H 13. 7. 1	13	3,490	H 13. 7. 1
えびの市	7,720	H 26. 1. 1	1	6,160	H 26. 1. 1	3,570	H 15. 4. 1	3,150	H 15. 4. 1	12	3,040	H 15. 4. 1
市 計	8,353		12	7,068		4,508		3,956		178	4,087	
三股町	7,600	H 29. 10. 1	1	6,120	H 29. 10. 1	3,250	H 29. 10. 1	2,600	H 29. 10. 1	10	2,360	H 29. 10. 1
高原町	6,145	R 5. 4. 1	1	5,211	R 5. 4. 1	2,950	H 16. 4. 1	2,180	H 16. 4. 1	8	2,020	H 16. 4. 1
国富町	7,220	H 22. 4. 1	1	5,790	H 22. 4. 1	3,210	H 16. 4. 1	2,570	H 16. 4. 1	11	2,320	H 16. 4. 1
綾町	6,450	H 29. 4. 1	1	5,160	H 29. 4. 1	2,780	H 29. 4. 1	2,090	H 29. 4. 1	8	2,010	H 29. 4. 1
高鍋町	7,190	H 18. 4. 1	1	5,830	H 18. 4. 1	3,030	H 18. 4. 1	2,270	H 18. 4. 1	12	2,100	H 18. 4. 1
新富町	7,030	H 27. 4. 1	1	5,650	H 27. 4. 1	3,560	R 1. 5. 1	2,990	R 1. 5. 1	10	2,830	R 1. 5. 1
西米良村	6,980	R 2. 4. 1	1	5,670	R 2. 4. 1	2,900	H 29. 4. 1	2,150	H 29. 4. 1	6	2,000	H 29. 4. 1
木城町	7,040	H 18. 4. 1	1	5,620	H 18. 4. 1	3,030	H 10. 4. 1	2,250	H 10. 4. 1	8	2,110	H 10. 4. 1
川南町	6,990	H 18. 10. 1	1	5,600	H 18. 10. 1	3,000	H 9. 4. 1	2,220	H 9. 4. 1	11	2,080	H 9. 4. 1
都農町	6,820	H 22. 4. 1	1	5,600	H 22. 4. 1	2,960	H 19. 4. 1	2,190	H 19. 4. 1	8	2,050	H 19. 4. 1
門川町	7,340	H 26. 4. 1	1	5,910	H 26. 4. 1	2,980	H 22. 4. 1	2,280	H 22. 4. 1	12	2,080	H 22. 4. 1
諸塚村	6,760	R 1. 7. 1	1	5,450	R 1. 7. 1	2,800	R 1. 7. 1	2,090	R 1. 7. 1	6	1,940	R 1. 7. 1
椎葉村	7,170	H 22. 12. 1	1	5,790	H 22. 12. 1	2,930	H 11. 4. 1	2,200	H 11. 4. 1	8	2,030	H 11. 1. 1
美郷町	6,870	H 22. 4. 1	1	5,900	H 22. 4. 1	2,890	H 22. 4. 1	2,170	H 22. 4. 1	9	2,020	H 22. 4. 1
高千穂町	7,420	H 31. 1. 19	1	5,940	H 31. 1. 19	3,210	H 30. 4. 1	2,570	H 30. 4. 1	11	2,320	H 30. 4. 1
日之影町	6,800	H 29. 12. 1	1	5,550	H 17. 4. 1	2,930	H 30. 10. 22	2,220	H 30. 10. 22	6	2,120	H 30. 10. 22
五ヶ瀬町	6,800	H 31. 4. 1	1	5,550	H 31. 4. 1	3,070	H 31. 4. 1	2,440	H 31. 4. 1	7	2,280	H 31. 4. 1
町 村 計	6,978		17	5,667		3,028		2,322		151	2,174	
市町村計	7,454		29	6,247		3,540		2,888		329	3,209	

（※資料元：「令和5年度市町村公務員制度の概況」（令和6年3月：発行：宮崎県総務部市町村課）

6. 社会経済情勢の変動

議員報酬の改定を検討するにあたり、県内における経済状況と民間賃金等の状況も認識し、十分考慮したうえで、議論を進める必要があります。

このほか、消費者物価指数についても調査し、平成8年から直近までの物価上昇率を踏まえ議員報酬の議論を行うことも必要であると考えます。

このことを踏まえ、景気に関する政府の公式見解である「月例経済報告」や「宮崎県金融経済概況」、「消費者物価指数」の状況について、下記のとおり調査確認を行いました。

(1) 月例経済報告（内閣府）

【令和6年10月 月例経済報告における基調判断】

景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。

また物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。

(2) 宮崎県金融経済概況【概要】（2024年9月5日：日本銀行宮崎事務所）

・宮崎県の景気は、緩やかに回復している。

・すなわち、最終需要面をみると、個人消費は、緩やかに回復している。

・観光は、緩やかに回復している。住宅投資は、弱めの動きとなっている。

・公共投資は、増加している。

・生産は、弱めの動きとなっている。

・企業部門の動向を短観（6月＜鹿児島・宮崎両県集計分＞）で見ると、設備投資は、増加している。

・雇用・所得環境は、緩やかに改善している。

（※資料：「宮崎県の主要指標（7月の概況）」（令和6年9月号：発行：宮崎県総合政策部統計調査課）

(3) 消費者物価指数（総務省）

物価の動きを、ある時点と比べて比率の形で表した数値として、総務省から「消費者物価指数」が公表されています。宮崎市における消費者物価指数も、宮崎県ホームページで公表されています。

（所管：宮崎県総合政策部統計調査課）※[資料5](#)参照

宮崎市の消費者物価指数（総合指数）と比較すると、令和2年を100.0とした場合、令和5年は105.3と大幅に物価水準が上昇しています。近年も物価上昇傾向が続いており、令和6年9月の総合指数は109.2となり、前年同月比で見ても2.8%も上昇しています。【※平成8年：96.8】

(4) 民間企業における賃金上昇の動き（厚生労働省：2024年賃金引き上げ実態調査）

民間企業では、今年の春闘における賃上げ率が高水準となるなど、賃金上昇の動きがより顕著なものとなっています。2024年春闘第1回集計では、定期昇給やベースアップを含む大手企業の月給の賃上げ率は平均5.58%と、1992年以降では過去最高となっています。【※資料6】参照

また、厚生労働省が実施した2024年の賃金引き上げ実態調査では、1人あたりの基本給など月額所定内賃金の全産業平均引き上げ額は、1999年以降初めて1万円を超えた結果となっています。

一方で、消費者物価指数は上昇し、実質賃金は2024年5月まで過去最長の26ヶ月連続してマイナスとなっているなど、賃上げが物価上昇率に追いつかない状況となっています。※[資料7](#)参照

■資料5 消費者物価指数の動向

宮崎市の消費者物価指数（令和6年9月分）

※2020年基準消費者物価指数時系列リスト(総務省HP)より

総合指数

総合指数	109.2
前月比(%)	▲0.4
前年同月比(%)	2.8

(令和2年=100)

(出典：宮崎県HP：宮崎市の消費者物価指数（令和5年平均）より）

表-3 宮崎市及び全国の総合指数（時系列）

令和2年=100

暦年	総合指数		前年比	
	宮崎市	全国	宮崎市	全国
昭和60年	86.3	83.8	2.6	2.0
昭和61年	86.5	84.3	0.3	0.6
昭和62年	86.5	84.4	-0.1	0.1
昭和63年	86.2	85.0	-0.3	0.7
平成元年	87.8	86.9	1.9	2.3
平成2年	90.1	89.6	2.6	3.1
平成3年	92.6	92.6	2.8	3.3
平成4年	94.3	94.1	1.8	1.6
平成5年	94.8	95.4	0.5	1.3
平成6年	95.8	96.0	1.1	0.7
平成7年	96.5	95.9	0.7	-0.1
平成8年	96.8	96.0	0.3	0.1
平成9年	98.3	97.7	1.6	1.8
平成10年	99.5	98.3	1.2	0.6
平成11年	99.4	98.0	-0.1	-0.3
平成12年	98.9	97.3	-0.5	-0.7
平成13年	98.1	96.7	-0.8	-0.7
平成14年	97.1	95.8	-1.0	-0.9
平成15年	97.0	95.5	-0.1	-0.3
平成16年	96.9	95.5	-0.1	0.0
平成17年	96.4	95.2	-0.5	-0.3
平成18年	96.2	95.5	-0.2	0.3
平成19年	96.2	95.5	0.0	0.0
平成20年	97.6	96.8	1.4	1.4
平成21年	96.0	95.5	-1.6	-1.4
平成22年	94.9	94.8	-1.2	-0.7
平成23年	94.7	94.5	-0.2	-0.3
平成24年	94.8	94.5	0.2	0.0
平成25年	95.0	94.9	0.2	0.4
平成26年	97.6	97.5	2.7	2.7
平成27年	98.5	98.2	0.9	0.8
平成28年	98.7	98.1	0.3	-0.1
平成29年	99.4	98.6	0.7	0.5
平成30年	99.9	99.5	0.5	1.0
令和元年	100.1	100.0	0.3	0.5
令和2年	100.0	100.0	-0.1	0.0
令和3年	99.5	99.8	-0.5	-0.2
令和4年	101.9	102.3	2.4	2.5
令和5年	105.3	105.6	3.3	3.2

■ **資料 6** 2024 年春闘第 1 回集計結果記事

(出典・引用：令和 6 年 5 月 21 日、宮崎日日新聞記事より)

※著作権の都合上、公開用のデータには、新聞記事の写しは掲載していません。

■ **資料 7** 厚生労働省：2024年賃金引き上げ実態調査

(出典・引用：令和6年10月29日、宮崎日日新聞記事より)

※著作権の都合上、公開用のデータには、新聞記事の写しは掲載しておりません。

7. 議員報酬を考える際の比較方式・根拠・考え方（複数案）

本委員会では、議員報酬を考える際の比較方式・根拠・考え方について、「特別職の職員の給与について（昭和43年10月17日自治給第94号各都道府県知事宛 自治省行政局長通知）」にある特別職報酬等審議会への提出資料の内容も参考にしながら、これまでの調査検討内容を踏まえ、以下の項目ごとに調査検討を行いました。 ※詳細は、**資料8（詳細）** 参照

■資料8：議員報酬を考える際の比較方式・根拠・考え方（複数案）

	議員報酬額 (現在 358,000 円)	比較方式・根拠・考え方
1	563,000 円 (205,000 円増)	宮崎県の最低賃金の変遷を参考とする考え方 最低賃金（宮崎県）平成14年：605 円／令和6年：952 円＝1.573[増加率]
2	444,000 円 (86,000 円増)	国会議員と同様、一般職職員給与の最高額まで近づける考え方 国会法第35条：議員は一般職国家公務員の最高の給与額より少なくない歳費を受ける。
3	427,000 円 (69,000 円増)	国家公務員の初任給の変遷を参考とする考え方 高等学校卒業程度 平成8年：139,300 円／令和5年：166,600 円＝1.195[増加率]
4	402,000 円 (44,000 円増)	全国人口規模（人口5万人～10万人）における議員報酬平均額と比較する考え方 人口5万人～10万人：235市
5	402,000 円 (44,000 円増)	消費者物価指数を参考とする考え方 消費者物価指数[総合指数](宮崎市) 平成8年96.8と令和6年9月109.2の差：12.4を乗じる
6	394,000 円 (36,000 円増)	令和4年度決算統計 類似団体（都市Ⅱ-2）における議員報酬平均額との比較 類似団体（都市Ⅱ-2）：78市
7	390,000 円 (32,000 円増)	全国人口規模（人口5万人～7万人）における議員報酬平均額と比較する考え方 人口5万人～7万人：118市
8	388,000 円 (30,000 円増)	令和4年度決算統計 普通会計300億～400億円における議員報酬平均額との比較 普通会計歳出300億～400億円：133市

（1）議員報酬の比較・改定に向けた考え方（抜粋）

上記の調査検討内容を踏まえ、議員報酬の現状と比較の考え方について以下のとおり整理しました。

① 経済状況、消費者物価指数、最低賃金の変遷との比較

現在の報酬に改定された平成8年以降、社会経済状況は大きく変化しています。

宮崎県における最低賃金は、現在公表されている平成14年の605円から令和6年は952円になっており、率にして1.573と大きく増加しています。

また、消費者物価指数（総合指数：宮崎市）も、平成8年96.8から令和6年9月では109.2となっており、今後も物価高騰による上昇が予想されます。

このほか、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ変更され、同感染症による影響も一定程度収束し、景気に関する政府の公式見解等でも、景気は緩やかに回復しているとの見方が示されています。

今後、社会情勢や経済状況についても十分考慮しながら、議員報酬の改定に関する議論を進める必要があります。

② 職員給与等との比較

国会法第 35 条で、「議員は、一般職の国家公務員の最高の給与額より少なくない歳費を受ける。」とされています。この考え方を参考に、市議会議員の報酬も、国会議員と同様、一般職職員の最高の給与額を下回らないものとするべきという考え方での比較では、本市の議員報酬額は 86,000 円低くなっています。

また、国家公務員の初任給の変遷は、現在の議員報酬に改定された平成 8 年の初任給（高等学校卒業程度）139,300 円から令和 5 年は 166,600 円で伸率 1.195 となり、この伸び率の考え方で比較すると、現在の議員報酬額は 69,000 円低くなっています。

③ 人口規模での比較

人口規模が近い全国の団体で見ると、人口が 5 万人から 10 万人台の自治体の議員報酬額の平均（403,000 円）との比較では、本市の議員報酬額は 45,000 円低くなっています。

（※資料：「市議会議員報酬に関する調査結果」（令和 5 年 12 月現在：発行：全国市議会議長会））

④ 類似都市との比較

本市と類似団体（都市Ⅱ－２）との議員報酬額を比較した場合に、類似団体の議員報酬については、最高額は 522,000 円、最低額は 273,000 円となっており、議員報酬額の平均額（394,000 円）との比較では、本市の議員報酬額は 36,000 円低くなっています。

（※資料：「日向市の給与・定員管理等について」（令和 5 年 12 月現在：発行：日向市職員課））

⑤ 財政規模での比較

財政規模が本市と同規模（300 億～400 億円台）の自治体における議員報酬額の平均（388,000 円）との比較では、本市の議員報酬額は 30,000 円低くなっています。

（※資料：「日向市の給与・定員管理等について」（令和 5 年 12 月現在：発行：日向市職員課））

（※資料元：「市議会議員定数に関する調査結果【別表】【全国市議会議長会】R5.12.31 時点）

（※資料元：令和 4 年度市町村決算カード「日向市」歳出の状況：決算額「歳出合計」：総務省 HP）

（２）議員報酬の改定に伴う市財政への影響について

今回、議員報酬の在り方を検討するにあたり、改定となった場合の関係予算の増額に伴う市財政への影響額について、令和 6 年度当初予算額からの比較検討を行いました。※資料 9 参照

議会としても、市の財政状況も十分考慮したうえで、議員報酬の議論を進める必要があります。

■資料8 (詳細) 議員報酬を考える際の比較方式・根拠・考え方 (複数案)

No.	改定後の金額(案)			比較方式・根拠・考え方
	議長 現在 433,000 円	副議長 現在 379,000 円	議員 現在 358,000 円	
1	681,000 円 (248,000 円増)	596,000 円 (217,000 円増)	563,000 円 (205,000 円増)	宮崎県の最低賃金の変遷(※4) 平成14年度と令和6年度を比較しての増加率との比較 (宮崎県) 平成14年:605円/令和6年:952円 = 1.573[増加率] ※4. 厚生労働省 HP:地域別最低賃金の全国一覧>平成14年度から令和6年度までの地域別最低賃金改定状況資料
2	536,000 円 (103,000 円増) ※増加率 1.240	469,000 円 (90,000 円増) ※増加率 1.240	444,000 円 (86,000 円増) ※増加率 1.240	議員の報酬は、国会議員と同様、一般職職員の最高の給与額を下回らないものとするべき(※1)であり、執行部職員給与の最高額(7級57号)444,900円(※2)まで近づける考え方 (444,000/358,000=1.240[増加率]) ※1. 国会法第35条「議員は、一般職の国家公務員の最高の給与額より少なくない歳費を受ける。」 ※2. 日向市の給与・定員管理等について「3. 一般行政職の旧別職員数及び給与表の状況(令和5年4月1日現在)」より
3	517,000 円 (84,000 円増)	452,000 円 (73,000 円増)	427,000 円 (69,000 円増)	国家公務員の初任給の変遷(行政職俸給表(一))(※3)平成8年から令和5年を比較しての増加率との比較 (高等学校卒業程度) 平成8年:139,300円/令和5年:166,600円 = 1.195[増加率] ※3. 人事院 HP:国家公務員の初任給の変遷(行政職俸給表(一))資料
4	487,000 円 (54,000 円増)	431,000 円 (52,000 円増)	402,000 円 (44,000 円増)	全国人口規模(人口5~10万人:235市)における議員報酬平均額との比較 (R5年12月時点人口)
5	485,000 円 (52,000 円増)	425,000 円 (46,000 円増)	402,000 円 (44,000 円増)	消費者物価指数〔消費者物価指数 2020(令和2)年:指数100〕を参考とする考え方での比較 ○現在の議員報酬への改正年度 1996(平成8)年度の宮崎市における消費者物価指数【総合指数】96.8と2024(令和6)年9月の消費者物価指数【総合指数】(宮崎市)109.2との差 12.4を議員報酬に乗じて算出 402,300/358,000=1.122[増加率] 358,000×1.124=402,392円、 ※参考:2020(令和2)年:指数100
6	479,000 円 (46,000 円増)	423,000 円 (44,000 円増)	394,000 円 (36,000 円増)	令和4年度決算統計 類似団体 【市町村累計(都市Ⅱ-2) 78市】における議員報酬平均額との比較
7	474,000 円 (41,000 円増)	419,000 円 (40,000 円増)	390,000 円 (32,000 円増)	全国人口規模(人口5~7万人:118市)における議員報酬平均額との比較 (R5年12月時点人口)
8	472,000 円 (39,000 円増)	415,000 円 (36,000 円増)	388,000 円 (30,000 円増)	令和4年度決算統計 普通会計 300億~400億の133市における議員報酬平均との比較(R5.12月時点) (※日向市 33,161,395千円) (※資料元:令和4年度市町村決算カード「日向市」歳出の状況:決算額「歳出合計」:総務省HP)

■資料9 議員報酬を考える際の比較方式・根拠・考え方（複数案）：「議員報酬の改定に伴う市財政への影響」

No.	改定後の金額(案)			比較方式・根拠・考え方	改正後の必要予算額			合計 (1)~(3) [A]	R6当初 予算 (1)~(3)部分 [B]	増額 [C(A-B)]	R6当初 議会費全体 [213,766] からの増加率
	議長 現 433,000 円	副議長 現 379,000 円	議員 現 358,000 円		(1)議員報酬	(2)期末手当	(3)共済組合負担金				
1	681,000 円 (248,000 円増)	596,000 円 (217,000 円増)	563,000 円 (205,000 円増)	宮崎県の最低賃金の変遷 H14 年度 R6 年度を比較しての増加率との比較 (宮崎県) H14 年：605 円/R6 年：952 円= 1.573[増加率]	■議員報酬 計 136,932 千円 ・議長 681×12 月=8,172 ・副議長 596×12 月=6,822 ・議員 563×12 月×18 名 =121,608	■期末手当 計 44,630 千円 ・議長 681×1.7 月×1.15×2=2,663 ・副議長 596×1.7 月×1.15×2=2,331 ・議員 563×1.7 月×1.15×2 ×18 名=39,636	■共済組合負担金 39,380 千円 560 千円×20 名×12 月 ×29.3/100=39,380	220,942 千円	140,760 千円	80,182 千円 (57.0%増)	37.5%増
2	536,000 円 (103,000 円増) ※増加率 1.240	469,000 円 (90,000 円増) ※増加率 1.240	444,000 円 (86,000 円増) ※増加率 1.240	国会議員と同様、一般職職員の最高の給与額を下回らない執行部職員給与の最高額まで近づける 考え方 (444,000/358,000=1.240[増加率])	■議員報酬 計 107,964 千円 ・議長 536×12 月=6,432 ・副議長 469×12 月=5,628 ・議員 444×12 月×18 名 =95,904	■期末手当 計 35,196 千円 ・議長 536×1.7 月×1.15×2=2,096 ・副議長 469×1.7 月×1.15×2=1,834 ・議員 444×1.7 月×1.15×2 ×18 名=31,266	■共済組合負担金 31,223 千円 444 千円×20 名×12 月 ×29.3/100=31,223	174,383 千円	同上	33,623 千円 (23.9%増)	15.7%増
3	517,000 円 (84,000 円増)	452,000 円 (73,000 円増)	427,000 円 (69,000 円増)	国家公務員の初任給の変遷（行政職俸給表(一)） 平成8年から令和5年の比較での増加率との比較	■議員報酬 計 103,860 千円 ・議長 517×12 月=6,204 ・副議長 452×12 月=5,424 ・議員 427×12 月×18 名 =92,232	■期末手当 計 33,850 千円 ・議長 517×1.7 月×1.15×2=2,022 ・副議長 452×1.7 月×1.15×2=1,768 ・議員 427×1.7 月×1.15×2 ×18 名=30,060	■共済組合負担金 30,238 千円 430 千円×20 名×12 月 ×29.3/100=30,238	167,948 千円	同上	27,188 千円 (19.3%増)	12.7%増
4	487,000 円 (54,000 円増)	431,000 円 (52,000 円増)	402,000 円 (44,000 円増)	全国人口規模（人口5~10万人：235市） における議員報酬平均額との比較 (R5年12月時点人口)	■議員報酬 計 97,848 千円 ・議長 487×12 月=5,844 ・副議長 431×12 月=5,172 ・議員 402×12 月×18 名 =86,832	■期末手当 計 31,887 千円 ・議長 487×1.7 月×1.15×2=1,905 ・副議長 431×1.7 月×1.15×2=1,686 ・議員 402×1.7 月×1.15×2 ×18 名=28,296	■共済組合負担金 28,128 千円 400 千円×20 名×12 月 ×29.3/100=28,128	157,863 千円	同上	17,103 千円 (12.2%増)	8.0%増
5	485,000 円 (52,000 円増)	425,000 円 (46,000 円増)	402,000 円 (44,000 円増)	消費者物価指数〔2020(R2)年：指数100〕 を参考にした比較 ○1996(H8)年度の宮崎市：96.8 ○2024(R6)年度の宮崎市：109.2	■議員報酬 計 97,752 千円 ・議長 485×12 月=5,820 ・副議長 425×12 月=5,100 ・議員 402×12 月×18 名 =86,832	■期末手当 計 31,855 千円 ・議長 485×1.7 月×1.15×2=1,897 ・副議長 425×1.7 月×1.15×2=1,662 ・議員 402×1.7 月×1.15×2 ×18 名=28,296	■共済組合負担金 28,128 千円 400 千円×20 名×12 月 ×29.3/100=28,128	157,735 千円	同上	16,975 千円 (12.1%増)	7.9%増
6	479,000 円 (46,000 円増)	423,000 円 (44,000 円増)	394,000 円 (36,000 円増)	令和4年度決算統計 類似団体 【市町村累計（都市Ⅱ-2）78市】における 議員報酬平均額との比較	■議員報酬 計 95,928 千円 ・議長 479×12 月=5,748 ・副議長 423×12 月=5,076 ・議員 394×12 月×18 名 =85,104	■期末手当 計 31,265 千円 ・議長 479×1.7 月×1.15×2=1,893 ・副議長 423×1.7 月×1.15×2=1,654 ・議員 394×1.7 月×1.15×2 ×18 名=27,738	■共済組合負担金 27,425 千円 390 千円×20 名×12 月 ×29.3/100=27,425	154,618 千円	同上	13,858 千円 (9.8%増)	6.5%増
7	474,000 円 (41,000 円増)	419,000 円 (40,000 円増)	390,000 円 (32,000 円増)	全国人口規模（人口5~7万人：118市）における 議員報酬平均額との比較(R5年12月時点人口)	■議員報酬 計 94,956 千円 ・議長 474×12 月=5,688 ・副議長 419×12 月=5,028 ・議員 390×12 月×18 名 =84,240	■期末手当 計 30,943 千円 ・議長 474×1.7 月×1.15×2=1,854 ・副議長 419×1.7 月×1.15×2=1,639 ・議員 390×1.7 月×1.15×2 ×18 名=27,450	■共済組合負担金 27,425 千円 390 千円×20 名×12 月 ×29.3/100=27,425	153,324 千円	同上	12,564 千円 (8.9%増)	5.9%増
8	472,000 円 (39,000 円増)	415,000 円 (36,000 円増)	388,000 円 (30,000 円増)	令和4年度決算統計普通会計 300 億~400 億の 133 市における議員報酬平均との比較(R5.12月時点) (※日向市 33,161,395 千円)	■議員報酬 計 94,452 千円 ・議長 472×12 月=5,664 ・副議長 415×12 月=4,980 ・議員 388×12 月×18 名 =83,808	■期末手当 計 30,793 千円 ・議長 472×1.7 月×1.15×2=1,846 ・副議長 415×1.7 月×1.15×2=1,623 ・議員 388×1.7 月×1.15×2 ×18 名=27,324	■共済組合負担金 27,425 千円 390 千円×20 名×12 月 ×29.3/100=27,425	152,670 千円	同上	11,910 千円 (8.5%増)	5.6%増

8. 日向市議会における議会の会期日数、会議回数等（抜粋） 資料10

日向市議会における議会の主な活動状況は下記のとおりです。平成8年に現在の報酬に改定されて以降、現在活動状況が把握可能である平成12年の活動状況と比較すると、これまでの間、議員定数の削減により議員数は減少しているものの、平成23年以降は会期及び活動状況は増加しています。

会議名 / 年	議員定数26人	議員定数26人	※在任特例 34人	議員定数22人	議員定数22人	議員定数20人	議員定数20人
	平成12(2000)年	平成13(2001)年	平成18(2006)年	平成23(2011)年	平成24(2012)年	令和4(2022)年	令和5(2023)年
1. 会期日数(定例会、随時會)	73日	76日	87日	108日	108日	107日	108日
2. 本会議日数(定例会、随時會)	27日	28日	26日	28日	28日	30日	30日
3. 常任委員会 ①会期中	29日	28日	25日	23日	33日	25日	25日
②閉会中	18日	30日	20日	13日	21日	21日	15日
常任委員会(小計)	47日(4委員会)	58日(4委員会)	45日(4委員会)	36日(3委員会)	54日(3委員会)	46日(4委員会)	40日(3委員会)
4. 特別委員会 ①会期中	6日	10日	5日	7日	4日	12日	15日
②閉会中	28日	36日	21日	15日	39日	15日	19日
特別委員会(小計)	34日(8委員会)	46日(8委員会)	26日(5委員会)	22日(委員会)	43日(3委員会)	27日(3委員会)	34日(3委員会)
5. 議会運営委員会 ①会期中	10回	9回	10回	11回	11回	12回	10回
②閉会中	11回	8回	14回	5回	8回	8回	6回
議会運営委員会(小計)	21回	17回	24回	16回	19回	20回	16回
6. 全員協議会 ①会期中	8回	7回	5回	1回	5回	10回	7回
②閉会中	0回	0回	3回	1回	1回	2回	1回
全員協議会(小計)	8回	7回	8回	2回	6回	12回	9回
7. 市民懇談会	0日	0日	0日	0日	0日	0日	2日
8-1. 高校生との意見交換会	0日	0日	0日	0日	0日	5日	4日
8-2. 意見交換会 関係会議	0日	0日	0日	0日	0日	10日	13日
9. イベントブース設置※準備含	0日	0日	0日	0日	0日	4日	4日
活動日数(回数) 合計[2~9]	137日	156日	129日	104日	150日	154日	152日

(※資料元：各年度「市議会のしおり」：議会活動記載部分より) ※左記資料で確認可能な平成12年(2000年)以降、抜粋して記載。

9. これまでの議員定数削減の経過

今回の検討に際しては、検討項目を「議員報酬」に絞った形で調査検討を進めてきました。

なお、議員報酬を検討するにあたっては、議員定数も関連する内容であることは十分認識したうえで、今回は、長年にわたり調査・検討がされてこなかった議員報酬の課題を整理し、今後の在り方を検討することを目的に、議員報酬に関する調査検討を進めてきました。

なお、本市議会における議員定数は、これまで下記のとおり削減してきましたが、一方で、議員報酬については、平成8年度に現在の金額に改定されて以降、一度も改定が行われないまま現在に至っています。※資料11参照

■議員定数削減の経過

- 平成17年まで (26人)
- 平成18年2月25日合併 (34人) ※在任特例
- 平成19年4月統一地方選挙 (26人)
- 平成23年4月統一地方選挙 (22人)
- 平成31年4月統一地方選挙 (20人)

現在本市議会では、議会ICT化の推進としてタブレット端末を導入し活用しているほか、UDトークの活用など、効率的な議会運営を推進しているところです。

一方で、これまでに記載のとおり、議会に求められる役割は増加し、議会や議員の担うべき役割及び責任も大きくなっています。

また、委員会審査・活動を活性化するなど、委員会活動の重要性が増すとともに、現在は、高校生との意見交換会の開催や市内で開催される行事に「議会コーナー」を設置し、議会活動の情報発信をはじめ市民からの相談対応を行うなど、広報公聴活動を推進する観点からも、現時点では、現在の議員定数を維持することが必要であると認識しています。

なお、今後人口減少社会が進む中、議会制度や議会運営の在り方の見直しも必要になってくることも予想されますので、議員定数については将来的な調査事項として位置づけています。

議会費の推移

		定数 旧日向 A	定数 旧東郷 A-1	議会費 (千円) B	対前年比 (千円) C	議会費 構成比 D (B/C)	◆市全体 歳出合計(千円) E	人口 F	■議会費 市民1人あたり G (B/F)	■議員1人 あたりの人口 H	備考
1	H8 (1996)	26人	14人	313,829	16,062	1.2%	25,211,054	64,061人	4,899円	1,602人	
2	H9 (1997)	26人	14人	323,051	9,222	1.2%	27,533,984	64,112人	5,039円	1,603人	
3	H10 (1998)	26人	14人	320,077	▲ 2,974	1.1%	28,232,161	64,083人	4,995円	1,602人	
4	H11 (1999)	26人	14人	309,974	▲ 10,103	1.1%	28,715,732	64,034人	4,841円	1,601人	
5	H12 (2000)	26人	14人	314,696	4,722	1.1%	27,892,342	64,112人	4,909円	1,603人	
6	H13 (2001)	26人	14人	304,282	▲ 10,414	1.0%	31,755,369	63,962人	4,757円	1,599人	
7	H14 (2002)	26人	14人	297,809	▲ 6,473	1.0%	29,547,601	63,947人	4,657円	1,599人	
8	H15 (2003)	26人	14人	294,930	▲ 2,879	1.1%	27,749,696	65,165人	4,526円	1,629人	
9	H16 (2004)	26人	14人	301,493	6,563	1.1%	27,654,675	65,070人	4,633円	1,627人	
10	H17 (2005)	26人	8人	283,987	▲ 17,506	1.0%	27,420,936	64,923人	4,374円	1,910人	H18年2月合併
11	H18 (2006)	34人		267,985	▲ 16,002	1.1%	24,723,842	64,705人	4,142円	1,903人	在任特例期間
12	H19 (2007)	26人		243,203	▲ 24,782	0.9%	26,333,795	64,463人	3,773円	2,479人	◆議員改選
13	H20 (2008)	26人		236,061	▲ 7,142	0.9%	25,095,625	64,499人	3,660円	2,481人	
14	H21 (2009)	26人		232,131	▲ 3,930	0.8%	28,173,572	64,506人	3,599円	2,481人	
15	H22 (2010)	26人		227,428	▲ 4,703	0.8%	28,387,727	64,202人	3,542円	2,469人	
16	H23 (2011)	22人		286,937	59,509	1.0%	27,863,981	64,009人	4,483円	2,910人	◆議員改選 議員年金制度変更に伴う共済費の増加
17	H24 (2012)	22人		238,311	▲ 48,626	0.9%	27,281,798	63,604人	3,747円	2,891人	議員年金制度変更に伴う共済費の減少
18	H25 (2013)	22人		232,041	▲ 6,270	0.8%	29,834,158	63,687人	3,643円	2,895人	
19	H26 (2014)	22人		236,495	4,454	0.8%	30,995,532	63,347人	3,733円	2,879人	
20	H27 (2015)	22人		252,378	15,883	0.8%	30,910,956	63,013人	4,005円	2,864人	◆議員改選 議員共済費等の増
21	H28 (2016)	22人		228,685	▲ 23,693	0.7%	31,421,454	62,746人	3,645円	2,852人	議員共済費の減
22	H29 (2017)	22人		222,728	▲ 5,957	0.7%	33,980,376	62,310人	3,575円	2,832人	H29年10月：議員1名減 H30年1月：議員1名辞職
23	H30 (2018)	22人		215,615	▲ 7,113	0.7%	29,444,771	61,756人	3,491円	2,807人	賞与等の増、共済費等の減 議会中継委託料等償
24	R1 (2019)	20人		217,094	1,479	0.7%	31,700,671	61,283人	3,542円	3,064人	◆議員改選
25	R2 (2020)	20人		205,066	▲ 12,028	0.5%	38,965,726	60,570人	3,386円	3,029人	議員共済費、旅費の減 R2年5月：議員1名辞職
26	R3 (2021)	20人		201,612	▲ 3,454	0.6%	34,794,758	59,953人	3,363円	2,998人	
27	R4 (2022)	20人		205,041	3,429	0.6%	33,161,395	59,390人	3,452円	2,970人	タブレット端末導入 R5年2月：議員1名辞職
28	R5 (2023)	20人		205,108	67	0.6%	33,255,827	58,687人	3,495円	2,934人	◆議員改選 タブレット通年運用
				対前年比 増減額合計	▲ 92,659						

- 議会費及び歳出合計の内、H8(1996)～H12(2000)は、旧日向市と旧東郷町の各年度決算書の各決算額の合計を記載しています。
- 議会費及び歳出合計の内、H13(2001)～H17年度(2005)は、決算カードの旧日向市と旧東郷町の合計を記載しています。
※決算カードは、総務省ホームページ (<https://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/card.html>) に掲載されています。
- H18年度以降の各数値は、各年度「決算カード」の数値を記載しています。※R5(2023)年度は令和6年9月定例会の決算認定審議資料の関係数値を掲載。
- H8～H14の人口は、令和5年度(2023年度)版「統計ひょうが」の、『15. 人口の推移(現住人口)』日向市、東郷町の各4月1日現在の数値の合計値を記載しています。

10. 議員報酬に関する国からの通知等

議員報酬に関する国からの通知や取り扱いは下記のとおりです。

■資料12 特別職の職員の給与について(昭和43.10.17 自治給第94号 各都道府県知事宛 自治省行政局長通知)

△通知▽

○特別職の職員の給与について

(昭和四三、一〇、一七、自治給第九四号)
(各都道府県知事宛 自治省行政局長通知)

特別職の職員の給与については、「特別職の報酬等について」(昭和三九年自治給第二〇八号各都道府県知事あて自治事務次官通知)の趣旨に沿って措置されて来ていることと思料されるが、最近、一部の地方公共団体の特別職の給与の引き上げに関連して、その内容および引き上げ幅、特別職報酬等審議会の運営等について必ずしも

適切とはいえない難いものがあつて、世論の批判を受けているむきもある。今後一層の適正化を期するため、下記事項に充分配意し、必要な措置を講じられたい。

なお、貴管下市町村についても、この通知の趣旨に沿つて適切な措置が講じられるようよろしく指導願いたい。

記

一 特別職の職員の給与の内容の明確化について

1 常勤の特別職の職員に支給できる諸手当の範囲

常勤の職員には、地方自治法第二〇四条および附則第六条の二(昭和四五年法律第一一九号により削除)の規定により、各種手当が支給できるものとされているが、これらの手当については、各手当のもつ本来の性格から、その支給の範囲において当然に制約のあるものであること。

従つて、常勤の一般職の職員に対し、当該職員に適用される給料表において、その職責の差、地域差等によつて必要とされる給与額の差を十分に反映させることができないため、給料と別個に支給するものとして設けられている手当を、その給料が、本来の職務の特殊性に基づき、当該職務に対する一切の給付を含めて、個々具体的に条例で定めるべきものとされている知事(市町村長)、副知事(助役)および出納長(収入役)(以下「三役」という。)に対して支給するものとすることは、極

めて不適當であること。

最近、一部の地方公共団体で三役の給料引上に関連して、これら職員に管理職手当の支給を行なっている事例が世論の批判を受けたが、このような措置を行なっている地方公共団体にあつては、以上の趣旨から同手当の支給を廃止するよう可及的速やかな機会に所要の改善措置を講ずること。

なお、管理職手当以外の手当についても、国家公務員の特別職の職員に支給されている手当（調整手当または暫定手当、期末手当、寒冷地手当）に相当するものは、国との均衡上支給することは差し支えないが、それ以外のものについても支給を行なっている地方公共団体については、上記管理職手当の場合と同様、その改善措置を講ずること。

2 条例上の規定の整備

三役に支給される給与の種類および額については、条例で定めることとされているが、従来、一部の地方公共団体にあつては、「一般職の職員の例による」という不明確な規定を設けている例が見受けられるので、このような規定を改め、三役に支給できる給与の種類および額について具体的に規定し、その明確化を図ること。

二 特別職報酬等審議会について

1 審議会の委員の選任

従来、一部の地方公共団体において、特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の委員の人选が元議員、当該地方公共団体から特別な財政援助を受けている団体の代表者等に偏重し、世論の批判がみられたが、委員の選任に当つては、審議会の審議に住民各層の意向を公平に反映させるため、委員の構成が、住民の一部の層に偏することのないよう配慮すること。

2 給与改定の実施時期の諮問

審議会に諮問する事項は、特別職の職員の給料および報酬の額だけでなく、その改定の実施時期についても諮問するものとする。

3 審議会への提出資料

三役および議会の議員の給与につき、審議会に諮問を行なうに際しては、人口、財政規模等が類似している他の地方公共団体における特別職の職員の給与額、当該地方公共団体における特別職の職員に関するここ数年の給与改定の経緯および一般職の職員の給与改定の状況等に関して、少くともおおむね別記に掲げるような項目の資料はこれを提出し、審議会において充分な審議が行なわれ、適正な給与額の答申がなされるよう配慮すること。

4 審議会の運営

審議会は、必要に応じ、公聴会の開催、参考人の意見の聴取

等の方法をとることにより、その審議に当該地方公共団体の多くの住民の意見が反映するよう努めるとともに、答申にあたっては、審議経過、答申の理由等を明確にし、住民の理解が得られるよう特に留意すること。

5 答申の内容の尊重

特別職の職員の給与を改定する際には、審議会の答申の額を上廻つて給与の額を決定し、または改定の実施時期を繰り上げることのないよう充分配慮すること。

別記（資料項目）

- 1 近年における消費者物価上昇率
 - 2 人口・財政規模等が類似している他の地方公共団体の特別職の職員の給与月額
 - 3 過去における特別職の職員の給与改定の状況
 - 4 一般職の職員の給与改定の状況
 - 5 議会費の前五ヶ年間の一般財源に対する構成割合および報酬を引き上げた場合における平年度ベースの構成割合の増加見込
 - 6 当該地方公共団体の職員報酬月額総額の住民一人当り額と類似地方公共団体のそれとの比較
 - 7 議会議員の活動状況（審議日数）
- （注）5～7は、議会議員のみに係るものである。

上記「別記（資料項目）」のとおり、特別職報酬等審議会で三役及び議員報酬について審議を行う際、人口・財政規模等が類似している他の地方公共団体における特別職職員の給与額など、上記項目の資料を提出し、審議会において審議が行われ、その結果が市長に答申されることとなります。

11. 長期欠席等にかかる議員報酬削減に関する特例条例の制定に向けた検討

本市では現在、議員が病気療養や逮捕拘禁により議会本会議等を長期欠席した場合に、一定の欠席期間が経過した際の議員報酬を一定割合削減する条例が制定されていませんでした。

一方、近年では、宮崎市議会でもこの措置を行うための条例が制定されたほか、県内他市議会でも既に条例が制定されています。

今回、日向市議会でも議員報酬改定の検討を進めるにあたり、議員の職責を果たし、市民の負託に応えることを目的に、「長期欠席等にかかる議員の報酬の削減に関する特例条例（以下、「特例条例」という。）の制定に向けて議会改革特別委員会で検討を行いました。

これまで検討を重ねた結果、先の令和6年第6回（12月）定例会において、委員会提出議案として、この特例条例を上程・審議のうえ、全員一致で可決しました。

今後、本条例の規定に基づき、引き続き市民の負託に応えるための議会活動を進めていきます。

12. 議会改革特別委員会における議員報酬に関する検討結果（まとめ）

令和6年6月28日の全員協議会における全議員への中間報告以降、これまでの議会改革特別委員会における調査・検討してきた内容を踏まえ、本委員会では、議員報酬の在り方及び議員報酬の改正の検討を進めるうえでの考え方と今後の進め方について、以下のとおりとしました。

（1）議会活動の増加に伴う議員報酬の改定

平成8年に現在の議員報酬額に改定されて以降、現在まで28年間にわたり日向市議会における議員報酬は改定されておられません。

平成8年以降、現在把握可能である平成12年の議会活動状況と近年の活動状況を比較すると、年度間で活動日数に若干の変動はあるものの、近年の活動日数は年間約150日となっており、平成12年と比較して増加している状況があります。

一方で、議員定数は、現在の議員報酬に改定された平成8年以降、平成22年までは26名、平成23年から22名（4名削減）、令和元年から現在の20名（2名削減）となり、これまでも段階的に議員定数を削減してきたところです。

このように、平成8年以降、段階的に議員数は減となっているものの、議会の会期及び活動日数は増加しています。人口減少・少子高齢社会を迎え、地域のコミュニティは希薄化し、住民の価値観が多様化する中、議会に求められる役割は増加し、議会や議員一人ひとりの担うべき役割及び責任も大きくなっています。

議員報酬は、議員の役務に対する対価として、議会活動をはじめ議員活動も含めた議員が職務を執行することに支給され、定められるものとなります。

このことから、議会改革特別委員会における検討の結果、現在の職務や活動日数を踏まえ、議員報酬の増額改定を行うことが必要であると考えます。

（2）議員報酬の改定額（案）

先に記述のとおり、議会改革特別委員会では、議員報酬を考える際の比較方式・根拠・考え方について、**資料8**の記載の複数案について比較・検討を行いました。

一方で、今後議員報酬を改定する場合には、**資料9**のとおり、議会費の増に伴い、市財政への影響が出てくることから、議員報酬改定の議論は、財政状況を考慮したうえで進める必要があると認識しています。

このことを踏まえ検討した結果、市長に「特別職報酬等審議会の開催」と「審議会における議員報酬改定の検討」を要請する際に添付する「議員報酬の改定額」については、**資料8**のとおり複数案を示すこととしました。

なお、今後の議員報酬改定に関する審議は「日向市特別職報酬等審議会」に委ね、同審議会の答申の内容を尊重することとしました。

（3）議員報酬の改定期期と定期的な特別職報酬等審議会の開催

改定の時期は、議員活動に専念できる環境をつくることにより、幅広い人材を確保できると考えることから、令和9年4月予定の日向市議会議員選挙の改選前となる、令和9年4月分の議員報酬から見直しをできるよう、市当局においては令和7年度から検討を開始のうえ、令和9年度予算計上に間に合うような日程で検討を依頼することとしました。

併せて、今回の要請に伴う議員報酬改定の検討以降も、少なくとも4年ごとの市議会議員任期満了前に特別職報酬等審議会を開催していただき、その時期における社会経済情勢や人事院勧告等を踏まえ、議員報酬の見直しについて検討をお願いすることとします。

13. おわりに

議員報酬や議員定数の削減が取り上げられる機会が、ここ数年の間に増加しています。

全国的には、議員定数割れや定数に対して立候補する数が少なくなり無投票により市議会議員が選出される事例も発生しています。

今後、議員のなり手不足が進むことにより、行政へのチェック機能が低下し、ひいては市民福祉の向上に支障をきたすことも懸念されます。このような状況が続けば、議会基本条例にある「市民に開かれた議会、市民に分かりやすく透明性の高い議会、常に市民の視点で考え行動する議会、市民から信頼され期待される議会」を運営することは難しくなります。

このことから、議員報酬は現在の議員だけではなく、これから先の若い世代や多様な人材などの将来の議員にとっても重要な課題であり、避けて通れないテーマであると考えます。

地方分権が進む中、本委員会では、議会における役割や議会の活動状況を確認しつつ、日向市の人口や財政規模などを勘案し、現在の本市の議員報酬についての現状と課題及び社会経済の状況を踏まえ、本市にふさわしい議員の報酬はどうあるべきかについて調査検討を進めてきました。

民間では、賃金上昇の動きがより顕著なものとなっています。一方で、消費者物価指数は上昇し、実質賃金は連続してマイナスとなるなど、賃上率が物価上昇率に追いつかない状況となっています。

社会経済活動はコロナ禍から確実に回復しているものの、世界情勢の影響等により、いまだ社会経済情勢が大きく変動している最中にもあるところです。

このような中、一般職の職員は民間給与との較差を埋めるために、毎年度出される給与勧告を基に給与制度の見直しを検討しますが、議員報酬等の額は、役務の対価として、その職務や議員活動内容をはじめ、社会情勢に見合った額とすることも必要であると認識しています。

今後も引き続き、人口減少・少子高齢社会における市議会議員の役割を果たし、多様な人材が議員になろうという意欲を持つことができるような議会の在り方について、幅広く検討していく必要があります。

そのためにも、さらなる議員の資質向上を図り、刻々と変化する社会情勢に応じて不断の改革を推し進めながら、全力で市民の負託に応えていくことが重要であるということを記述し、検討結果の報告といたします。